

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十一条第一項第一号（同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十四条（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十五条第一項第一号、第二十八条ただし書（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第二項（同法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合並びに同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第四十六条第二項並びに附則第三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第十一条に次の五項を加え、同条を第十八条とする。

3 法第四十八条第二項において準用する法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、前条第

一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であつて、当該修正によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

4 法第四十八条第二項において準用する法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長

が含まれていないもの

5 前二項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める修正について準用する。

6 法第四十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画に於いて法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

7 法第四十八条第二項において準用する法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更以外の変更

第十条を第十七条とする。

第九条中「前二条」を「第七条から前条まで」に改め、「適用される法第二十条第一項」と「の下に」、「第九条第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、「同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十一条中「法第二十四条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条」と、第十二条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十三条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び

び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、別表第二及び別表第三中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と」を加え、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき事業者）

第十六条 法第四十六条第二項の政令で定める事業者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象事業の実施を担当する国の行政機関（地方支分部局を含む。）の長
- 二 法第二条第二項第二号八に規定する法人

第八条の次に次の六条を加える。

（法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第九条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄

する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（環境庁長官の意見の提出期間）

第十条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

（免許等を行う者等の意見の提出期間）

第十一条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十二条 第九条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

(法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等)

第十三条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十四条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

附則第三条を削る。

附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二条 第十三条の規定は、法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十三条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附則に次の一条を加える。

(この法律の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更)

第四条 法附則第三条第三項の政令で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

別表の二の項のイの第二欄中「。この項のイの第三欄において同じ。」を削り、「水面」を「区域(以下「貯水区域」という。)」に改め、「面積」の下に「(以下「貯水面積」という。)」を加え、同項のイの第三欄中「サーチャージ水位における貯水池の水面の面積」を「貯水面積」に改め、同項のへの第二欄中「湛水区域」の下に「(以下単に「湛水区域」という。)」を加え、同項の夕の第二欄中「合計」の下に「以下「湖沼開発面積」という。)」を加え、同項の夕の第三欄中「施設が設置される土地の面積及び施設の操

作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計」を「湖沼開発面積」に改め、同表の六の項のイの第二欄中「場所」の下に「（以下「埋立処分場所」という。）」を加え、同項のイの第三欄並びに同項のロの第二欄及び第三欄中「埋立処分の用に供される場所」を「埋立処分場所」に改め、同表の七の項の第二欄中「区域」の下に「（以下「埋立干拓区域」という。）」を加え、同項の第三欄中「埋立て又は干拓に係る区域」を「埋立干拓区域」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の三表を加える。

別表第二（第九条関係）

対象事業の区分	事業の諸元				手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の一の項のイからへまでに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
	車線の数	車線の数が増加しないこと。			
	設計速度	設計速度が増加しないこと。			
二 別表第一の一	林道の長さ	林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。			

<p>の項のトに該当する対象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p> <p>林道の設計の基礎となる自動車 の速度</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。</p>
<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業</p>	<p>貯水区域の位置</p> <p>コンクリートダム又はフィ ルダムの別</p>	<p>新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業</p>	<p>湛水区域の位置</p> <p>固定堰又は可動堰の別</p>	<p>新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>五 別表第一の二</p>	<p>湖沼水位調節施設の施設が</p>	<p>新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域</p>

<p>の項の夕に該当する対象事業</p>	<p>設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区域」という。）の位置</p>	<p>にあつては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業</p>	<p>放水路の区域の位置</p>	<p>新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>鉄道の長さ 本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設</p>	<p>鉄道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。 修正前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>

<p>八 別表第一の三 の項のホ又はへ に該当する対象 事業</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上しないこと。</p>
<p>本線路の長さ</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>
<p>本線路施設区域の位置</p>	<p>本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数</p>	<p>本線路の増設がないこと。</p>
<p>本線路の数</p>	<p>本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数</p>	<p>本線路の増設がないこと。</p>
<p>鉄道施設の設計の基礎となる</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上</p>

	<p>る列車の最高速度</p>	<p>の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>
<p>九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>軌道の長さ 本線路施設区域の位置 本線路の数</p>	<p>軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 本線路の増設がないこと。</p>
<p>十 別表第一の四の項に該当する対象事業</p>	<p>滑走路の長さ 飛行場及びその施設の区域 の位置</p>	<p>滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。 新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。</p>

<p>十一 別表第一の五の項のイから二までに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>ダム<sup>ダム</sup>の貯水区域<sup>貯水</sup>の位置</p> <p>堰<sup>せき</sup>の湛水区域<sup>湛水</sup>の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>新たにダム<sup>ダム</sup>の貯水区域<sup>貯水</sup>となる部分の面積が修正前の当該区域<sup>当該</sup>の面積の二十パーセント未満であること。</p> <p>新たに堰<sup>せき</sup>の湛水区域<sup>湛水</sup>となる部分の面積が修正前の湛水<sup>湛水</sup>面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。</p>
<p>十二 別表第一の五の項のホ又はへに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域<sup>対象</sup>の位置</p> <p>ダム<sup>ダム</sup>のコンクリートダム又はフィルダム<sup>フィル</sup>の別</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>修正前の対象事業実施区域<sup>対象</sup>から三百メートル以上離れた区域<sup>離れた</sup>が新たに対象事業実施区域<sup>対象</sup>とならないこと。</p>

<p>十四 別表第一の 象事業</p>	<p>十三 別表第一の 五の項のト又は チに該当する対 象事業</p>	
<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力 の別 、冷却池又はその他のもの 冷却方式についての冷却塔 燃料の種類 別 原動力についての汽力、ガ スタービン、内燃力又はこ れらを組み合わせたもの</p>
<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>

<p>五の項のり又は 又 に該当する対 象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>しないこと。  修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十五 別表第一の 六の項に該当す る対象事業</p>	<p>埋立処分場所の位置  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号八に規定する</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>

別表第三（第十三条関係）

	<p>産業廃棄物の最終処分場の別</p>	
<p>十六 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>	<p>埋立干拓区域の位置</p>	<p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>
<p>十七 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業</p>	<p>施行区域の位置</p>	<p>新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>
<p>十八 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>	<p>造成に係る土地の位置</p>	<p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
<p>一 別表第一の一 の項のイからへ までに該当する 対象事業</p>	<p>道路の長さ 対象事業実施区域の位置 車線の数 設計速度 盛土、切土、トンネル、橋 若しくは高架又はその他の 構造の別 高速自動車国道と交通の用 に供する施設を連結させる ための高速自動車国道の施 設その他道路と交通の用に</p>	<p>道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた 区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 車線の数が増加しないこと。 設計速度が増加しないこと。 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他 の構造の別が連続した千メートル以上の区間におい て変更しないこと。 変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル 以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域と ならないこと。</p>

	<p>供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置</p>	
<p>二 別表第一の一 の項のトに該当 する対象事業</p>	<p>林道の長さ 対象事業実施区域の位置</p>	<p>林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度</p>	<p>林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。</p>	
<p>トンネル又は橋を設置する区域の位置</p>	<p>トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、</p>	

	<p>三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業</p>	<p>貯水区域の位置</p> <p>コンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>湛水区域の位置</p>	<p>固定堰又は可動堰の別</p> <p>堰の位置</p>	<p>湖沼開発区域の位置</p>	<p>五 別表第一の二</p>
<p>又は行わないこととするものでないこと。</p>	<p>新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。</p>	<p>堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。</p>	<p>新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域</p>		

<p>の項の夕に該当する対象事業</p>		<p>にあつては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業</p>	<p>放水路の区域の位置</p>	<p>新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>鉄道の長さ 本線路施設区域の位置</p>	<p>鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 変更前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>
<p>対象事業</p>	<p>本線路の数 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度</p>	<p>本線路の増設がないこと。 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>
	<p>運行される列車の本数</p>	<p>運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず</p>

	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別</p> <p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置</p>	<p>、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。</p> <p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p>
<p>八 別表第一の三</p>	<p>の項のホ又はへ</p>	<p>に該当する対象</p>
<p>事業</p>	<p>本線路の数</p>	<p>本線路の増設がないこと。</p>
	<p>本線路施設区域の位置</p>	<p>変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>
	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度</p>	<p>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>

<p>九 別表第一の三 の項のト又はチ に該当する対象 事業</p>		
<p>軌道の施設の設計の基礎と</p>	<p>本線路の数</p>	<p>運行される列車の本数</p>
<p>軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地</p>	<p>本線路の増設がないこと。</p>	<p>地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。</p>
	<p>本線路施設区域の位置</p>	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別</p>
	<p>区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p>
	<p>軌道の長さ</p>	<p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置</p>
	<p>軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
	<p>変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた</p>	
	<p>区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>	

<p>対象事業 の項に該当する</p>	
<p>十 別表第一の四</p>	<p>なる車両の最高速度</p>
<p>飛行場及びその施設の区域</p>	<p>上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。</p>
<p>滑走路の長さ</p>	<p>地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。</p>
<p>飛行場及びその施設の区域</p>	<p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p>
<p>滑走路の長さ</p>	<p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>飛行場及びその施設の区域</p>	<p>新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積</p>

<p>十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>
<p>利用を予定する航空機の種類又は数</p>	<p>ダム貯水区域の位置</p>	<p>新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>の位置</p>	<p>が二十ヘクタール未満であること。</p>	<p>変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条の値が七十五以上となる区域をいう。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。</p>

<p>十二 別表第一の 五の項の水又は へに該当する対</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>
<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>減水区間の位置</p>	<p>新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。</p>
<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>ダムはコンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>堰の湛水区域の位置</p>	<p>堰の湛水区域の位置</p>	<p>新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。</p>

象事業

	<p>原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたもの別</p>	<p>燃料の種類</p>	<p>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別</p>	<p>年間燃料使用量</p>	<p>ばい煙の時間排出量</p>	<p>煙突の高さ</p>
<p>れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>				<p>年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。</p>

	<p>温排水の排出先の水面又は水中の別</p> <p>放水口の位置</p>	
<p>十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>放水口が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十四 別表第一の五の項のリ又は又</p> <p>に該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>蒸気井又は還元井の位置</p> <p>冷却塔の高さ</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>

<p>十五 別表第一の 六の項に該当す る対象事業</p>	
<p>埋立処分場所の位置 温排水の排出先の水面又は 水中の別 放水口の位置</p>	<p>温排水の排出先の水面又は 水中の別 放水口の位置</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行令第七条第十 四号イに規定する産業廃棄 物の最終処分場、同号ロに 規定する産業廃棄物の最終 処分場又は一般廃棄物若し くは同号ハに規定する産業 廃棄物の最終処分場の別</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋 立処分場所の面積の十パーセント未満であること。 放水口が百メートル以上移動しないこと。</p>

<p>十六 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>	<p>埋立干拓区域の位置</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十七 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業</p>	<p>施行区域の位置</p> <p>土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積</p>	<p>新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>十八 別表第一の十三の項に該当</p>	<p>造成に係る土地の位置</p>	<p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、</p>

<p>する対象事業</p>	
<p>土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積</p>	<p>二十ヘクタール未満であること。</p> <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>

別表第四（第十四条関係）

<p>一 法第三十三条第二項 第一号の法律の規定であつて政令で定めるものの</p>	<p>土地改良法第八条第四項（同法第四十八条第九項（同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）又は同法第九十五条第三項、第九十五条の二第三項若しくは第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八条第二項（同法第九条第二項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九条第一項（同法第四十三条第二項又は第五十五条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに土地区画</p>
---	--

<p>三 法第三十三條第二項</p>	<p>道路整備特別措置法第七條の三第一項、第七條の十二第四項及び第七條の</p>
<p>二 法第三十三條第二項 第二号の法律の規定であつて政令で定めるものの</p>	<p>整理法第九條第一項（同法第十條第三項において準用する場合を含む。）及び同法第二十一條第一項（同法第三十九條第二項において準用する場合を含む。） 道路整備特別措置法第三條第三項、第七條の十二第三項及び第七條の第十四項、水道法第八條（同法第十條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第二十八條（同法第三十條第二項において準用する場合を含む。）、工業用水道事業法第五條（同法第六條第三項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の二第一項（同法第九條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第十五條の二第一項（同法第十五條の二の四第二項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一條（同法第六十三條第二項において準用する場合を含む。）</p>

<p>第三号の法律の規定であつて政令で定めるものの</p>	<p>第十四第六項、道路法第七十四条第二号、本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項、河川法第七十九条第一項及び第二項第二号、水資源開発公団法第二十条第一項、全国新幹線鉄道整備法第九条第一項及び附則第十一項、軌道法第五条第一項及び第三十三条（軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。）、土地区画整理法第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第六十六条第一項、第六十九条第十二項、第七十一条の二第一項及び第七十条の三第十四項、住宅・都市整備公団法第四十一条第一項及び第十四項（地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。）、環境事業団法第二十一条第一項並びに地域振興整備公団法第十九条の二第一項</p>
-------------------------------	--

附 則

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

## 理由

環境影響評価法の施行に伴い、環境影響評価その他の手続を再び経ることを要しない事業の修正及び変更の範囲を定めるとともに、環境庁長官及び免許等を行う者等の意見の提出期間等を定める必要があるからである。

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 事業の修正及び変更であつて、環境影響評価その他の手続を再び経ることを要しないものの範囲を定めること。  
(第九条、第十二条、第十三条及び附則第二条並びに別表第二及び別表第三関係)
- 二 環境庁長官が評価書について意見を述べる期間を四十五日とし、免許等を行う者等が評価書について意見を述べる期間を九十日とすること。  
(第十条及び第十一条関係)
- 三 免許等の規定に関し、一定の基準に該当する場合に当該免許等を行う旨の規定であるかどうか等について整理を行うこと。  
(第十四条及び別表第四関係)
- 四 都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき事業者を定めること。  
(第十六条関係)
- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 六 この政令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行するものとする。